

随意契約見直し計画

平成20年4月
国際協力銀行

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成18年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、平成20年度以降、順次可能なものから一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(21%)	(14%)
				242	22
一般競争入札等	競争入札			(6%)	(4%)
				65	6
	企画競争	(14%)	(33%)	(33%)	(39%)
		164	53	375	63
随意契約		(86%)	(67%)	(40%)	(43%)
		980	107	462	70
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		1,144	161	1,144	161

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(20%) 10	(20%) 1
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(12%) 6	(33%) 1		
随意契約		(88%) 43	(67%) 2	(27%) 13	(17%) 1
合 計		(100%) 49	(100%) 3	(100%) 49	(100%) 3

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(21%) 232	(14%) 21
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(14%) 158	(33%) 52		
随意契約		(86%) 937	(67%) 105	(41%) 449	(44%) 69
合 計		(100%) 1,095	(100%) 158	(100%) 1,095	(100%) 158

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(2) 随意契約によることができる場合を定める基準について、平成20年10月時点において、以下のとおり改正するよう取り組んでいく。

- ・ 工事又は製造については、引き続き「250万円を超えないもの」とする。
- ・ その他について、「250万円を超えないもの」から、財産を買い入れるときについて「160万円を超えないもの」に、物件を借り入れるときについて年額又は総額が「80万円を超えないもの」に、財産の売り払いについて「50万円を超えないもの」に、物件を貸し付けるときについて「30万円を超えないもの」に、その他について「100万円を超えないもの」に変更。

(3) 随意契約の公表の基準について、平成20年10月時点において、以下のとおり改正するよう取り組んでいく。

- ・ 工事又は製造について「250万円を超えるもの」に、財産を買い入れるときについて「160万円を超えるもの」に、物件を借り入れるときについて年額又は総額が「80万円を超えるもの」に、財産の売り払いについて「50万円を超えるもの」に、物件を貸し付けるときについて「30万円を超えるもの」に、その他について「100万円を超えるもの」について実施。

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
随意契約の見直しの結果については、平成20年度以降、以下の措置について可能なものから順次実施し、随意契約によることが真にやむを得ない場合を除き、一般競争入札等に移行する。

(1) 総合評価方式の導入拡大

現行においてもシステム関連の機器調達・保守契約等において、政府調達の手続きに則った総合評価方式により契約先を選定しているところ、今後も同種の契約等において新規調達の必要が発生した際には、同方式により選定する案件の拡大を検討する。

(2) 複数年度契約の拡大

現行においてもシステム関連の機器調達・保守契約等において複数年度契約を活用し、年度単価の低減等に努めているところ、今後も同種の契約等において新規調達の必要が発生した際には、複数年度契約の実施拡大を検討する。

(3) 入札手続きの効率化

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、簡易な一般競争の方式、手続き等を検討する。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載

3. その他

契約の適正化を確保するため、随意契約について、重点的な内部監査を実施する。

(以 上)

(参考) 随意契約の見直し状況

合 計	18年度実績			見直し後		
	一般競争等	競争性のない 随意契約	割合	一般競争等	競争性のない 随意契約	割合
(金額)						
167	60	107	64%	97	70	42%
(件数)						
1,161	181	980	84%	699	462	40%

(注1) 平成18年度に締結した支出原因契約(少額随意契約は除く。)の金額及び件数。

(注2) 見直し後の金額及び件数は、18年度実績ベース。

(注3) 金額の単位は億円。

(注4) 競争性のある契約方式には、事務・事業の取り止め等を含む。

(注5) 金額の計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。